

『職務にふさわしい』待遇改善を

「泉北教育」でも度々お知らせしてきました「和泉市学校図書館司書」の待遇について、6月和泉市議会で質疑が行われましたので紹介します。（【問】早乙女議員・日本共産党、【答】和泉市教育委員会）

今年度より「市職員」に

【問】これまで有償ボランティアとして活動してきた学校図書館支援司書が、令和3年度から新たに職員化され、学校図書館司書として各学校へ配置されています。この職員化に伴い、業

務内容はどのように変わったのか？

【答】学校図書館支援司書

としては、本の読み聞かせや貸出・返却等を含めた活動を行っていたのですが、令和3年度からは学校図書館司書として、学校図書館の管理・運営等の専門的な知識を必要とする業務を中心に、校長の指示のもと、司書教諭や教員と連携して従事するものです。

勤務時間が足りない

【問】勤務時間や収入について、その待遇はどう変わったのか？

【答】年間の勤務時間については、業務内容を学校図書館司書の専門性を必要とするものに精選した上で、従前の学校図書館支援司書

の年間活動回数が、1回1時間以内を1040回であったものを、学校図書館司書は年間935時間としました。収入は、時給千円は変更していませんが、期末手当と通勤の費用弁償が支給されることから、年間総収入では、微増となります。

【問】勤務時間についても

フルタイムとせず、有償ボランティアの学校支援司書の時より、短縮されています。このような制度設計とした理由をお聞かせ下さい。

【答】これまでは、校長の要請を受け、時間内で可能な範囲においての活動を行っていたものを、職員化することにより、学校図書館の管理・運営等の専門的な知識を必要とする業務を中心

に精選し、校長の指示のもと、司書教諭や教員と連携して、学校図書館の『読書センター』『学習センター』『情報センター』としての機能を、より一層充実させていく制度設計を行ったものです。

【問】勤務時間については

現状は、休憩30分を含む9時30分から15時までとなっていますが、現場からは勤務時間の延長を要望する声が上がっています。

現状の勤務時間は、現場の実態にあっていないと考えますが、見解を聞きたい。

【問】勤務時間についての

要望があることは、把握しております。今回の職員化については、学校図書館教育をより一層充実させることを、目的としたものであり、実際の運用の中で、検証する必要があるため、担当指導主事が全校を訪問して、管理職や学校図書館司書と面接を行っています。

手取り収入は減少

【問】年間の総収入は微増

したとのことですが、社会保険に加入することで、月々の手取り収入が減少すると思うが、この点はどう考えているのか？

【問】ご指摘のとおり、月々の手取り収入は減少しているが、市として共済費を令和2年度の予算より約60万円増額させ、社会保険に加入することや年次有給休暇や特別休暇等も付与されるなど、福利厚生を充実させたものです。

制度設計の変更を

【問】学校図書館司書の職は、会計年度任用職員制度の補助業務とされていますが、このこと自体が問題だと思いが、教育委員会の見解は

答 校長の指示のもと、司書教諭や教員と連携して、学校図書館の運営等に従事することから、会計年度任用職員制度の補助業務としたものです

【議員の意見】

今回の会計年度任用職員の制度設計において学

校図書館の運営・学校図書館教育の実践、学校全体の読書教育の推進等を行う「職」にあたるものが「補助業務」とされていることが問題と考えます。

このことは、今年2月に「学校図書館教育を考える会」が「要望書」を出されています。

そこでは『支援司書として実践してきた様々な取り組みや実践を引き続く形で「職務」や「勤務体系」となっており、児童・生徒はもとより、保護者や現場の教職員の混乱を招くことになる危険があります。『職務』の見直しを要望します。』としています。

平成25年度に市教育委員会が策定した「第2次和泉市子どもの読書活動推進計画」に明記されているように、「専任の学校司書」の必要性を認めており、「基幹業務」として「職」の必要性を当局は認めているのだから、時間延長を含めた「制度設計の変更」を行うべきだと強く要求し、この質問を終わります。

